上天草市
水道事業経営戦略

（平成２９年度～平成３８年度）

平成２９年３月

熊本県上天草市水道局

はじめに

本市の水道事業は、市民生活のライフラインとして極めて重要な役割を担っており、その提供するサービスは、地域住民の日常生活に必要不可欠なものとして、公共の福祉の増進及び向上に貢献をしています。

水道事業の使命は、安心・安全な水を安価な料金で安定的に供給することにあり、水道事業をさらに維持発展させていくことは、市民にとって最も重要な生活インフラである水道を預かる水道事業者の責務であると考えています。

一方、人口減少社会の到来や節水型社会への移行に伴う有収水量の減少、水道施設の更新に向けた財源確保、防災・減災対策の推進など、水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このような中で、今後も安定的・効率的に事業を継続していくためには、水道施設の統廃合や広域化の検討など、経営改革に取り組む必要があります。

このため、本市水道事業は、中長期的な経営の基本計画として、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るために、水道事業経営戦略を策定します。

平成 29 年 3 月

上天草市水道事業
上天草市長　堀江　隆臣

～　目次　～

１、**経営戦略策定の趣旨及び位置付け**　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２、**水道事業の概要**
（１）市の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
（２）水道事業の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（３）水道普及の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
（４）水道施設の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
（５）料金の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
（６）組織の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
（７）これまでの経営健全化の取組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

３、**今後の事業見通し**
（１）給水人口及び水道水需要の予測　・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
（２）料金収入の見通し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
（３）水道施設の見通し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
（４）組織の見通し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16

４、**経営の基本方針**
（１）安心・安定の水道供給体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19
（２）健全な経営を持続し、環境に配慮した水道施設及び投資の合理化・・　22
（３）事業の継続と経営基盤の強化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24

５、**投資・財政計画**
（１）収支に関わる投資についての説明　・・・・・・・・・・・・・・・・　29
（２）収支に関わる財源についての説明　・・・・・・・・・・・・・・・・　30
（３）収支計画（収益的収支、資本的収支）　・・・・・・・・・・・・　32、33

６、**経営戦略の検証及び見直し**　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　31

1、経営戦略策定の趣旨及び位置付け

本市水道事業は、市民の皆様へ安全安心な水道水を安定して供給するため、国が掲げる「水道ビジョン」を受けて、信頼性の高い水道を次世代に継承していくために、自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で、目指すべき将来像を示すものとし「上天草市水道ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を平成 24 年 3 月に策定しました。

ビジョンでは、本市の水道事業の状況の分析を行い、概ね 15 年間の計画を設定し、水の「安心、安定、持続、環境」の 4 項目を柱に、実施方策のための基本的な考え方を掲げています。

これまで、ビジョンの方策に基づき、「安全で快適な水道（安心）、災害時に強い水道（安定）、健全経営を維持できる水道（持続）、環境に配慮した水道（環境）」を実現させるため、中期的な経営の取り組みや財政収支の運用を行っておりましたが、ビジョンを策定してから 5 年が経過することと、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震の経験を踏まえて、計画期間を 10 年間とする「上天草市水道事業経営戦略」（以下「経営戦略」という。）を中期の経営計画に替わるものとして策定します。

（1） 経営戦略の位置付け

経営戦略はビジョンの基本理念を念頭にして、新しい時代を見据えた事業経営を実現するための計画として位置付け、経営戦略を踏まえた毎年度の予算編成及び水道料金の見直しにあたっての料金改定資料として活用を行います。

公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告 公営企業の経営にあたっての留意事項について 平成26年８月　総務省通知	→	**上天草市水道事業経営戦略** **平成29年度～38年度**
水道事業ガイドライン 平成17年１月 日本水道協会 水道ビジョンの策定 平成16年６月 厚生労働省	→	上天草市水道ビジョン 平成23年度～38年度

2、水道事業の概要

（1）市の概況

上天草市は、熊本県の西部、有明海と八代海が接する天草地域の玄関口に位置し、天草地域に浮かぶ大矢野島、上島、そのほかの島々から構成されています。

また、市のほぼ全体が雲仙天草国立公園に含まれ、日本三大松島の一つにあげられる松島の風景や龍ヶ岳・白嶽をはじめとする九州自然歩道（観海アルプス）からの眺望など景勝地として四季折々に美しい表情を見せています。

面積は、全体で 126.15 平方キロメートルを有しており、東西約 15 キロメートル、南北約 28 キロメートルにわたり広がっています。内訳は、山林 60.8%、田畑 10.9%、宅地が 5.2%となっており、大部分は急峻な山ひだが海岸線まで迫り、全体的に平坦地が少ない地勢です。

昭和 29 年から 31 年にかけての、いわゆる「昭和の大合併」により大矢野町、松島町、龍ヶ岳町が誕生し、昭和 37 年に姫戸町が誕生しました。

さらに、「平成の大合併」により、平成 16 年 3 月 31 日に天草上島4町（大矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町）が合併して、上天草市が誕生しました。

(2)水道事業の概況

上天草市の水道事業は、平成 16 年 3 月 31 日の市町村合併(旧大矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町)に伴い水道事業においても、旧 4 つの町の水道事業を廃止して、4 つの水道事業を合算した上水道事業を創設し、離島である湯島簡易水道事業を 1 箇所と併せて実施しております。

上水道区域においては、給水区域の拡張や、給水人口・給水量の変化に伴い平成 20 年 3 月 31 日に事業認可の変更を行い計画給水人口 32,291 人、計画一日最大給水量 12,254m3/日計画目標年度平成 36 年での事業を運営実施し、これに伴い松島町地区における倉江浄水場の水源水質の悪化や老朽化が進んだ倉江浄水場及び倉江配水池の更新・新築を実施しております。

湯島簡易水道事業においては、平成 20 年 3 月 4 日に浄水場のろ過膜処理方式による処理方式の変更を行い、おおむね整備された状況にあります。

水道事業の概況及び認可の状況

水道事業名		上天草市上水道事業	湯島簡易水道事業
創設年月日		平成 16 年 3 月 31 日	昭和 44 年 3 月
基本計画	認可年月日	平成 20 年 3 月 31 日	平成 20 年 3 月 4 日
	工期(年度)	平成 24 年度	平成 20 年度
	目標年度	平成 36 年度	平成 20 年度
	計画給水人口	32,291 人	450 人
	1 人 1 日最大給水量	453.2 L	507.0 L
	計画 1 日最大給水量	12,254m3	228m3
現在給水人口(平成 27 年度)		25,317 人	350 人
原水の種別		地下水、表流水 八代生活環境事務組合受水 上天草宇城水道企業団受水	伏流水・地下水
水道料金 口径 13mm基本料金		大矢野町(6m3)1,879 円 松島町 (5m3)1,404 円 姫戸町 (6m3)1,684 円 龍ヶ岳町(6m3)1,684 円	湯島地区(6m3)1,425 円
職員数		12 人	-
現在施設能力(m3/日)		12,254m3	228m3

平成27年度実績	年間給水量	3,045,368m3	27,284m3
	1 日最大給水量	12,519m3	177m3
	1 人 1 日最大給水量	494.5 L	505.7L
	有効率（%）	77.8	94.7
	有収率（%）	77.5	94.7

「用語説明」

上水道事業： 計画給水人口が 5,001 人以上で、一般需要に応じて水道水を供給する事業。

簡易水道事業： 計画給水人口が 101 人以上 5,000 人以下で、一般需要に応じて供給する事業。

(3)水道普及状況

水道普及状況表 （平成 27 年度末実績）

自治区	行政区域内人口（人）A	給水人口（人）				水道普及率（%）B+C/A
		上水道 B	簡易水道 C	その他の水道施設 D	計 E= B+C+D	
大矢野町	14,357	13,026			13,026	90.7
湯島地区	351		350		350	99.7
松島町	7,527	6,633			6,633	88.1
姫戸町	2,620	2,155			2,155	82.3
龍ヶ岳町	3,996	3,503			3,503	87.7
計（市全体）	28,851	25,317	350	0	25,667	89.0

（4）水道施設の状況

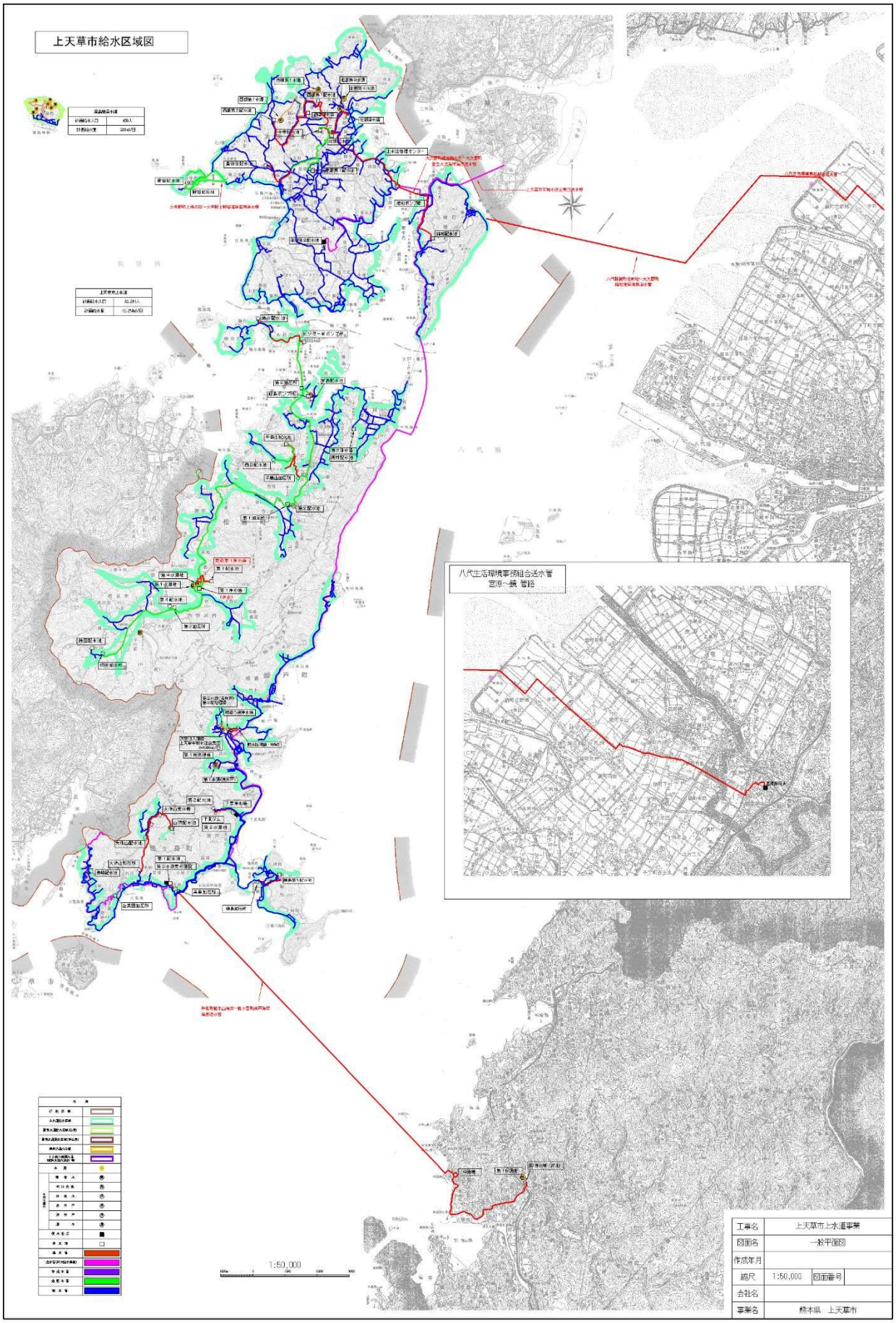
上天草市給水区域図
八代生活環境事務組合送水管
宮原～鏡 管路
1:50,000
工事名
上天草市上水道事業
図面名
一般平面図
作成年月
縮尺
1:50,000
図面番号
会社名
事業名
熊本県　上天草市

① 水道施設及び水源等

地区	名称	計画給水量 ㎥／日	水源種別	受水地点等
大矢野地区	上天草宇城企業団	3,000	受水	南部第2配水池
（湯島除く）	八代生活環境事務組合	2,000	受水	大潟・維和
湯島地区	湯島第1水源	60	表流・井戸	貯水池
	湯島第4水源	25	井戸	貯水池
	湯島第6水源	20	井戸	貯水池
	湯島第8水源	85	井戸	貯水池
	湯島第9水源	30	井戸	貯水池
	湯島第 10 水源	10	井戸	貯水池
	湯島第 11 水源	35	井戸	貯水池
	計	5,265		
松島地区	倉江川	3,080	河川	倉江浄水場
	教良木ダム	500	ダム	阿村浄水場
	計	3,580		
姫戸地区	上天草宇城企業団	1,000	受水	姫戸配水池
	計	1,000		
龍ヶ岳地区	上天草宇城企業団	2,050	受水	高串・下貫配水池
	芦北町	1,650	河川	予備水
	計	3,700		
全体合計		13,545		

② 浄水場、送水ポンプ場及び配水池

地区	名称	処理量 ㎥／日	有効容量 ㎥	備考
大矢野地区	大潟ポンプ場	2,995		
	維和ポンプ所	634		
	野釜加圧所	144		
	中央配水池		705	
	北部配水池		306	
	西部第1配水池		174	
	西部第2配水池		174	
	南部第1配水池		1,017	
	豊後谷配水池		202	
	野釜配水池		74	
	維和配水池		706	
	南部第2配水池		2,034	
	計	3,773	5,392	
湯島地区	湯島浄水場	160		膜ろ過
	湯島配水池		172	
	計	160	172	
松島地区	倉江浄水場	3,380		急速ろ過
	阿村浄水場	500		急速ろ過
	今泉加圧所	2,476		
	千厳山加圧所	432		
	前島加圧所	288		
	永浦ビジター前加圧所	504		
	教良木加圧所	403		
	教良木持田加圧所	29		
	倉江配水池		1,000	
	阿村配水池		1,000	
	松ノ元配水池		1,500	
	樋合配水池		644	
	教良木配水池		200	

	千厳山配水池		20	
	西目配水池		110	
	前島配水池		40	
	教良木持田配水池		40	
	計	8,012	4,554	
姫戸地区	姫戸配水池		1,000	
	計		1,000	
龍ヶ岳地区	下貫ポンプ	720		
	樋島加圧所	50		
	大作山加圧所	720		
	高串配水池		470	
	下貫配水池		1,000	
	樋島配水池		397	
	大作山配水池		50	
	赤崎配水池		224	
	計	1,490	2,141	
全体合計		13,435	13,259	

（5）料金の状況

①料金体系の概要

本市水道事業の料金体系は、基本料金と従量料金を設定しています。基本料金は6㎥（松島地区は5㎥）となっており、7㎥（松島地区は6㎥）から使用水量に応じて従量料金を加算します。

料金単価については、下記の料金表のとおりです。　　（消費税込み）

	大矢野地区	湯島地区（簡易水道）	松島地区	姫戸・龍ヶ岳地区	一時用水	船舶用水
基本料金（6㎥まで）	1,879 円	1,425 円	―	1,684 円	―	―
基本料金（5㎥まで）	―	―	1,404 円	―	―	―
従量料金（1㎥当たり）	313.2 円	237.6 円	270.0 円	280.8 円	540 円	324 円

合併する前の4町間において、使用水量の料金単価の格差が大きかったことから、新市において料金の統一を図っていくこととなっていたため、大矢野地区を除く地区の第 1 回目の料金改定を平成 18 年1月に実施しました。続いて、第 2 回目に湯島地区の料金改定を平成 19 年1月に実施しました。この 2 回の料金改定においても統一した料金単価となっていないため、次回の料金改定において、市内の料金を統一した料金体系に移行していくことを目指しているところです。

第 1 回料金改定　平成 18 年 1 月 1 日 （松島、姫戸、龍ヶ岳地区）

第 2 回料金改定　平成 19 年 1 月 1 日 （湯島地区、大矢野地区公民館）

（6）組織の状況

水道局長及び次長以下、庶務係と工務係の 2 係を配置しています。

庶務係では主に、財政計画や資金計画の策定、予算編成とその執行及び決算、料金の賦課・徴収等の業務を行っています。

工務係では主に、事業計画の策定や認可、水道施設の更新や維持管理、水道水の

水質管理業務を行っています。

職員数は、新市に合併した当初は 17 名在籍しておりましたが、現在は 12 名と嘱託職員 3 名の合計 15 名で業務を行っており、特に技術職員と経営管理ができる職員の後継者問題が課題となっております。

(7)これまでの経営健全化の取組み

①料金

合併する前の 4 町間において、料金単価の格差が大きかったことから、2 回に分けて料金の改定を行うこととしています。まず第 1 段階の料金引き上げ改定を平成 18 年及び平成 19 年に行っています。一番高い料金単価を設定されている大矢野地区の料金単価については、そのまま据え置きとなっています。

最終課題である全地域の料金統一単価の設定に向けて、第 2 段階の料金改定の協議を進めて実施する必要があります。

②組織

新市発足時の水道局職員は、17 名体制となっていた。その後は、人員削減計画などにより、段階的に縮減を図り、現在は、12 名となっています。当市は分庁方式をとっていることから、大矢野庁舎と松島庁舎にわかれているため、水道局から離れている大矢野庁舎に水道係 2 名の嘱託職員を配置し、水道局に嘱託職員 1 名と合わせて、計 3 名の嘱託職員を配置しています。

また、新市発足当時、水道局の事務所は姫戸庁舎に配置されており、事案が多く発生する大矢野地区との距離が離れていることから、移動時間がかかり対応時間にロスが生じていたため、市の中間地点となる松島庁舎へ、平成 26 年 3 月末に事務所を移転しています。

③経営

収益的収支の健全化を進めるため、低利な借入金への借り換えを実施し、支払利息額の低減化、及び支払利息総額の低減化を図るために、元金償還の据え置きなしの早期償還期限を定めて借入を行っています。

また、料金回収率の向上を図るため、水道料金の未収金及び過年度未収金の回収を進め、毎月、水道料金の滞納者に対して給水停止等を実施し、未収金の回収に努めています。

④水道施設

平成 16 年 2 月に上天草・宇城水道企業団による受水を開始したことにより、それまで使用していた取水・浄水施設及び送水施設等で使用しなくなった箇所の動力停止や施設間の通信専用回線等の廃止及び見直しを行っています。

各浄水場、送水施設及び配水池の監視は、旧町単位での監視網体制となっておりそれぞれの監視拠点まで直接足を運んで監視をしていたが、遠隔で監視できる装置の設置を進めており、WEB を通じて旧町単位での監視拠点に行かなくても、常時監視できる遠隔監視及び配水量等の管理情報を集約化できるシステム構築を実施しています。　　（遠隔監視システムの画面例）

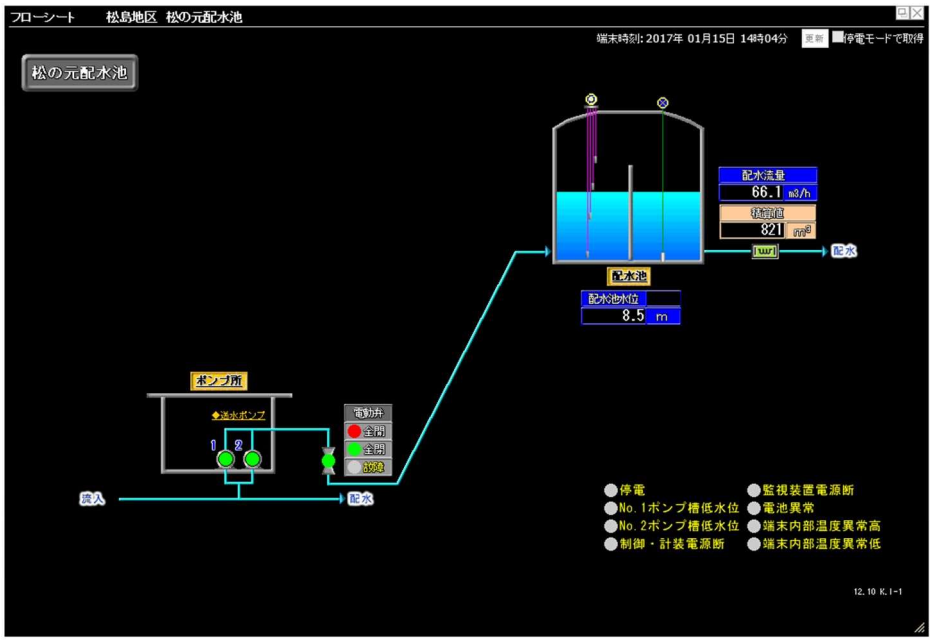

3、今後の事業見通し

（1）給水人口及び水道水需要の動向

平成 24 年 3 月末現在の給水人口は 27,472 人となっていましたが、年々減少し、平成 28 年 3 月末現在の給水人口は 25,667 人となっており、4 年間で 1,805 人の減少となっています。本市の行政区域内人口も 4 年間で、2,318 人の減少となっています。

平成 26 年 3 月に当市において策定した「上天草市第 2 次総合計画にある将来人口の推計」によると、平成 40 年の上天草市人口は 23,019 人になると推計されています。

平成 28 年の人口と平成 40 年の人口との比較による人口減少率は、△20.215%となっており、これを給水人口に当てはめた場合は、5,188 人の減少となり、給水人口は 20,479 人と推計されます。

これと同様に、水道水の給水量も人口動態に合わせて減少していくと見込まれます。併せて、節水意識の向上や節水型トイレ・洗濯機や給水器具などによる節水機器の普及による減少も影響してくるものと思われます。

なお、本市は、雲仙天草国立公園に含まれることから、観光地域となっているため、観光客の動向によって、水の需要に影響を与えることが見込まれます。

給水量の予測表（平成 24 年 3 月作成水道ビジョン給水人口と給水量の状況）

項目＼年度			平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	備考（根拠）
行政区域内人口（人）			35,047	34,643	34,166	33,617	32,502	31,761	31,127	30,475	29,785	29,902	29,312	28,879	28,394	27,916	27,447	26,950	26,781	25,968	25,483	25,003	24,527	23,587	23,123	22,664	22,211	21,761	実績(表4-8) 推計(表4-3)
計画給水区域内人口（人）						30,721	30,025	29,412	29,401	28,800	28,265	28,261	27,531	27,129	26,679	26,236	25,799	25,342	25,182	24,424	23,972	23,525	23,082	22,201	21,769	21,341	20,918	20,498	
現在給水人口（人）						30,721	30,025	29,412	29,401	28,800	28,265	28,261	27,531	27,129	26,679	26,236	25,799	25,342	25,182	24,424	23,972	23,525	23,082	22,201	21,769	21,341	20,918	20,498	
給水普及率（%）						100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
給水戸数（戸）						11,138	11,076	11,029	10,897	10,941	10,934	11,674	11,715	11,714	11,707	11,720	11,734	11,739	11,902	11,767	11,769	11,778	11,804	11,601	11,660	11,688	11,813	11,852	
用途別水量	有効水量	有収水量	生活用 1人1日平均使用水量（ℓ／日）			181.6	181.8	189.1	192.4	184.3	184.8	182.9	190.3	192.7	195.9	199.1	202.3	205.4	208.6	211.8	215.1	218.3	221.5	224.7	227.9	231.2	234.4	237.7	
			生活用 1日平均使用水量（m^3／日）			5,578	5,458	5,561	5,656	5,309	5,222	5,169	5,239	5,229	5,227	5,224	5,219	5,206	5,254	5,174	5,156	5,135	5,112	4,989	4,962	4,934	4,903	4,872	
			営業用その他 1日平均使用水量（m^3／日）			1,506	1,557	1,506	1,475	1,414	1,474	1,372	1,417	1,415	1,415	1,415	1,415	1,415	1,415	1,415	1,415	1,415	1,415	1,415	1,415	1,415	1,415	1,415	
		計				7,084	7,015	7,067	7,131	6,723	6,696	6,541	6,656	6,644	6,642	6,639	6,634	6,621	6,669	6,589	6,571	6,550	6,527	6,404	6,377	6,349	6,318	6,287	
		無収水量（m^3／日）					0	0	0	0	0	0	11	133	133	133	132	132	133	132	131	131	130	128	128	126	126	125	
	無効水量（m^3／日）						1,243	1,927	1,864	2,167	2,390	2,244	2,333	2,246	2,096	1,999	1,907	1,811	1,736	1,627	1,539	1,451	1,366	1,262	1,180	1,106	1,026	952	
1日平均給水量（m^3／日）							8,258	8,994	8,995	8,890	9,086	8,785	9,000	9,023	8,871	8,771	8,673	8,564	8,538	8,348	8,241	8,132	8,023	7,794	7,685	7,580	7,470	7,364	
1人1日平均給水量（ℓ／人／日）							275.0	305.8	305.9	308.7	321.5	310.9	326.9	332.6	332.5	334.3	336.2	337.9	339.1	341.8	343.8	345.7	347.6	351.1	353.0	355.2	357.1	359.3	
1日最大給水量（m^3／日）							11,221	12,375	12,391	12,201	12,437	12,049	12,322	12,411	12,201	12,061	11,922	11,766	11,729	11,464	11,313	11,160	11,007	10,688	10,535	10,389	10,235	10,087	
1人1日最大給水量（ℓ／人／日）							373.7	420.7	421.4	423.6	440.0	426.3	447.6	457.5	457.3	459.7	462.1	464.3	465.8	469.4	471.9	474.4	476.9	481.4	483.9	486.8	489.3	492.1	
有収率（%）							84.9	78.6	79.3	75.6	73.7	74.5	74.0	73.6	74.9	75.7	76.5	77.3	78.1	78.9	79.7	80.5	81.4	82.2	83.0	83.8	84.6	85.4	
有効率（%）							84.9	78.6	79.3	75.6	73.7	74.5	74.1	75.1	76.4	77.2	78.0	78.8	79.7	80.5	81.3	82.2	83.0	83.8	84.6	85.4	86.3	87.1	
負荷率（%）							73.6	72.7	72.6	72.9	73.1	72.9	73.0	72.7	72.7	72.7	72.7	72.8	72.8	72.8	72.8	72.9	72.9	72.9	72.9	73.0	73.0	73.0	
備考														計画年次				湯島統合										目標年次	

一日最大給水量の予測（出典：水道ビジョンの給水人口と給水量の状況より）（単位：㎥／日）

	既認可	実績		推計														
	計画	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年	平成38年
市上水道全体	12,254	12,049	12,322	12,251	12,045	11,909	11,772	11,620	11,585	11,326	11,179	11,030	10,881	10,568	10,419	10,275	10,125	9,979
大矢野町		5,529	5,968	5,959	5,877	5,861	5,842	5,829	5,838	5,761	5,728	5,696	5,659	5,546	5,507	5,467	5,424	5,380
松島町		3,796	3,607	3,483	3,395	3,310	3,228	3,140	3,097	2,979	2,902	2,825	2,750	2,625	2,553	2,486	2,417	2,353
姫戸町		851	833	919	911	902	894	880	884	865	856	845	836	812	802	792	782	772
龍ヶ岳町		1,873	1,914	1,890	1,862	1,836	1,808	1,771	1,766	1,721	1,693	1,664	1,636	1,585	1,557	1,530	1,502	1,474
湯島簡易水道	228	180	152	160	156	152	150	146	144	138	134	130	126	120	116	114	110	108
合計		12,229	12,474	12,411	12,201	12,061	11,922	11,766	11,729	11,464	11,313	11,160	11,007	10,688	10,535	10,389	10,235	10,087

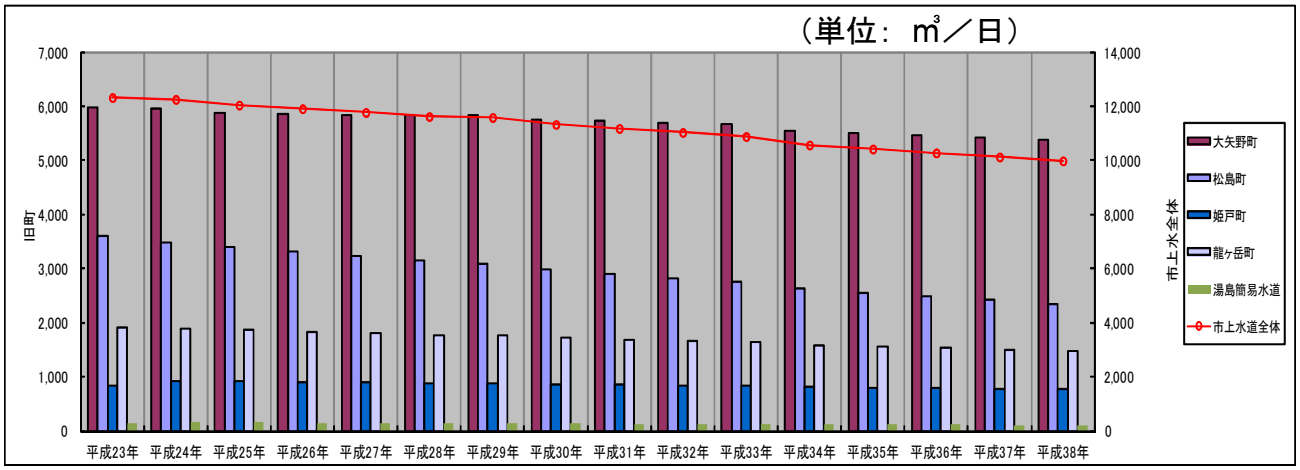

（2）料金収入の見通し

①人口及び有収水量の動向による影響

人口の減少による給水人口の減少が見込まれることから、給水収益も減少となることが想定されます。

平成 21 年 3 月末の人口は 32,835 人でしたが、平成 28 年 3 月末の人口は 28,851 人となっており、人口減少率は 12.1%の減少となっています。

また、平成 21 年 3 月末の給水人口は 29,463 人でしたが、平成 28 年 3 月末の給水人口は 25,667 人となっており、給水人口減少率は 12.9%の減少となっています。

なお、水道水の有収水量（調定水量）は、平成 21 年 3 月末では 2,599,979 ㎥でしたが、平成 28 年 3 月末では 2,385,359 ㎥となっており、有収水量の減少率は 8.2%となっています。同様に、給水収益額で比較をした場合も、減少率は 7.5%となっています。

人口の減少に伴う給水人口の減少率と有収水量及び給水収益額の減少率には約 5%の開きがあります。これは、一般家庭の使用水量とは別に観光地域であることによる宿泊施設等の営業に伴う使用水量が多いことを示しています。

このことから、給水人口の減少率と同等に使用水量が減少していくことにはならないと見込んでいます。

ただ、有収水量については、7 年間の減少率の平均値で、毎年 1.2%減少をしていることと、同様に給水収益も毎年減少をしているため、水道施設に維持管理及び更新を行っていく原資を確保するための料金改定等の措置が必要となる見通しです。

②受水費の動向による影響

本市は、熊本県の天草諸島にあることから、市内の水源が乏しいため、外部地域からの浄水された水を受水しております。このため、地元の水源から水を取水して浄水をしている他の水道事業体よりも原水を調達するコストが割高となっている現状があります。

現在、上天草・宇城水道企業団及び八代生活環境事務組合から受水を行っております。現状の受水水量を継続した状態で、供給元の水道事業体による供給水の 1 ㎥の単価が値上げとなった場合は、受水費用を確保するため料金改定の措置が必要となります。

収益的収支概算表　　（単位： 千円）

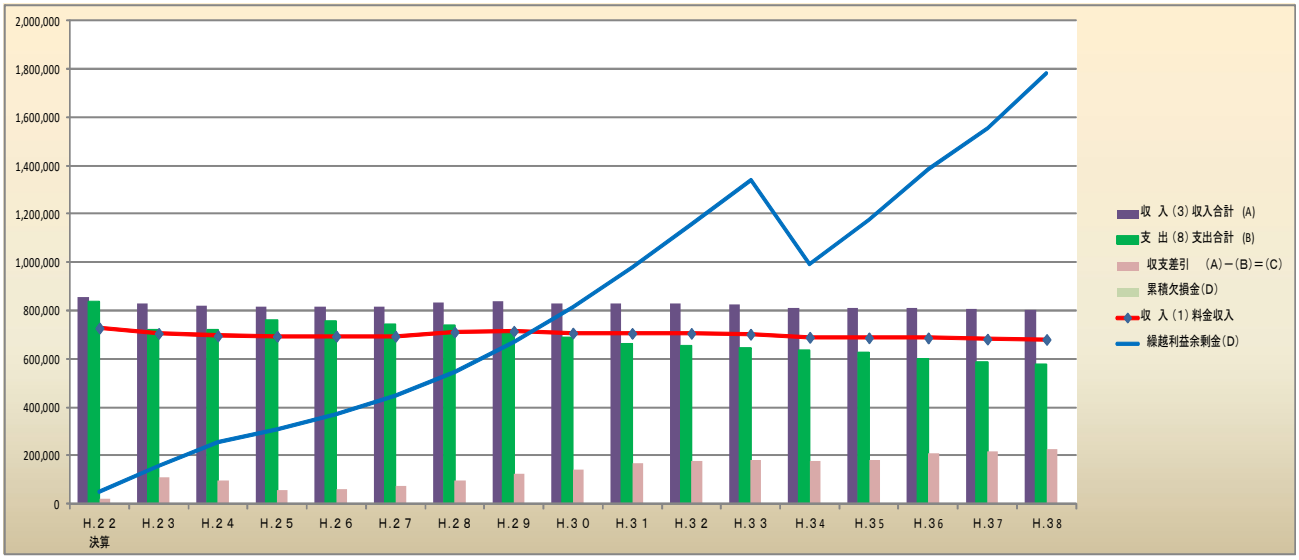

（単位:千円 税抜き）

		H.22 決算	H.23	H.24	H.25	H.26	H.27	H.28	H.29	H.30	H.31	H.32	H.33	H.34	H.35	H.36	H.37	H.38
収益的収支	(1) 料金収入	728,013	705,756	695,678	694,133	694,184	694,111	711,421	715,282	707,251	705,771	706,133	702,438	689,684	687,550	687,048	682,320	681,021
	収入合計 (A)	856,377	828,820	818,742	817,197	817,248	817,175	834,485	838,346	830,315	828,835	829,197	825,502	812,748	810,614	810,112	805,384	804,085
	支出合計 (B)	833,958	720,378	721,759	761,253	754,250	742,671	736,475	713,352	688,241	660,903	651,354	645,262	634,339	627,244	600,361	587,496	578,439
	収支差引 (A)－(B)＝(C)	22,419	108,442	96,983	55,944	62,998	74,504	98,010	124,994	142,074	167,932	177,843	180,240	178,409	183,370	209,751	217,888	225,646
	累積欠損金(D)																	
	繰越利益余剰金(D)	48,536	156,978	253,962	309,905	372,904	447,407	545,417	670,412	812,485	980,418	1,158,261	1,338,501	990,894	1,174,264	1,384,016	1,556,389	1,782,035

この表は、平成 28 年度に料金改定を行う計画で作成されている。

（出典 ： 平成 23 年度作成水道ビジョンの4－2財政見込より）

（3）水道施設の見通し

① 浄水・取水施設

本市の浄水施設は、老朽化していた松島地区の倉江浄水場及び配水池の改築を平成 24 年度に完了しています。

阿村浄水場については、築造してから 25 年以上が経過していることから、施設の耐震化及び計装・機械設備等の更新を順次進めていきます。

湯島地区の湯島浄水場については、膜ろ過処理方法による浄水処理を行っておりますが、原水の水質が悪化しており、膜ろ過処理施設の前段に水質の濁りを抑える前処理施設の機能強化を図ります。

また、上天草・宇城水道企業団から水道水を受水している地区については、受水開始以前に使用していた地下水等の取水施設及び浄水施設の譲渡売却を含めた処分を検討します。

なお、芦北町に設置している芦北浄水場及び送水施設については、予備水として維持をしていきます。

② 送水・配水施設

大矢野地区の大潟及び維和ポンプ場は、設置して 30 年以上が経過をし、施設が老朽化をしているため、施設の耐震化を図り環境に配慮した機械等の導入を進めて、電力の消費抑制を図ります。

また、大矢野地区の北部地域の配水拠点となっている中央配水池については、現状の貯留時間は 4 時間分程度となっているため、貯留時間 12 時間以上を確保することと、災害時の給水拠点機能を保持することを目的に施設の増強改築を行います。

他の送・配水施設についても随時施設の更新を図り、常時給水を行います。

③ 送水・配水管路

本市は、昭和 40 年代から供用を開始し、海岸線に多くの管路が布設されていることもあり、腐食または経年により老朽化が進んでいる状況であります。一部地域においては、送・配水管の布設替えを実施しているが、老朽化している送・配水管が多く残っており、漏水事故等による断水により市民生活に支障をきたすことを防ぐため、配水区域や管口径等を考慮し、更新事業の優先順位を決めて計画的に耐震性を備えた管渠への更新を行います。

④ 受水の動向

本市は、上天草・宇城水道企業団より責任水量の日量 6,050 ㎥（このうち 1,000 ㎥は宇土市に融通）、及び八代生活環境事務組合より日量 2,000 ㎥の合計 8,050 ㎥を受水しております。

しかし、今後は給水人口の減少推移の予測により水道水の給水量も減少傾向となると見込まれることから、受水する水量についても今後の検討課題となっております。

（4）組織の見通し

①水道局の組織体制

本市の定員適正化計画に基づく職員数削減や組織スリム化の取り組みに伴い水道事業の効率化を推進する中で、職員数は、17 名から 12 名に削減しているところです。

なお、本市は地理的に縦に長いこともあり、庁舎の分庁方式をとっていることから、水道局の事務所がない庁舎の窓口に 2 名の嘱託職員を配置し、水道局の事務所に料金関係の事務補助の嘱託職員を 1 名配置しております。

この間の状況を踏まえると、当市水道局においても職員削減に伴う技術と専門知識を継承する職員の減少と適正な年齢構成や職員の能力確保の必要性を踏まえ、水道

事業を将来にわたって安定して持続させるために、組織体制の維持を図ることが必要となります。

具体的には、「水道の現場の技術、料金収納に係る知識及び事業の経営を運営面から全体を見渡して判断できる職員」の育成を図ることが急務であります。

②業務の委託について

現在、水道メータ器の検針及び水道料金の徴収を委託している。また、施設管理の委託では、倉江浄水場及び阿村浄水場の施設管理委託を行っています。

今後の事業を継続していく中で、検討を始めている業務委託として、事務業務では、現在行っている料金の検針及び徴収、未納金の回収や水道料金の請求事務及び水道の開閉栓の業務を包括した委託の検討をすること。

また、現場の業務では、配水ポンプや配水管等の配水施設の維持管理修繕等の委託が検討課題としてあります。

この業務委託の実施状況により水道局の組織体制及び職員数も変更となります。

（民間活力導入状況）

事　項	導入年度
松島地区倉江浄水場及び阿村浄水場の運転管理業務委託（全日）	平成 27 年度

4、経営の基本方針

「3、今後の事業見通し」及び水道ビジョンに掲げた「安心・安定・持続・環境」の視点からの各対応方針のとおり

現況の課題を受けて、本市水道事業の将来目標と、「安心」、「安全」、「持続」、「環境」の視点から各対応方針を次のように設定しました。

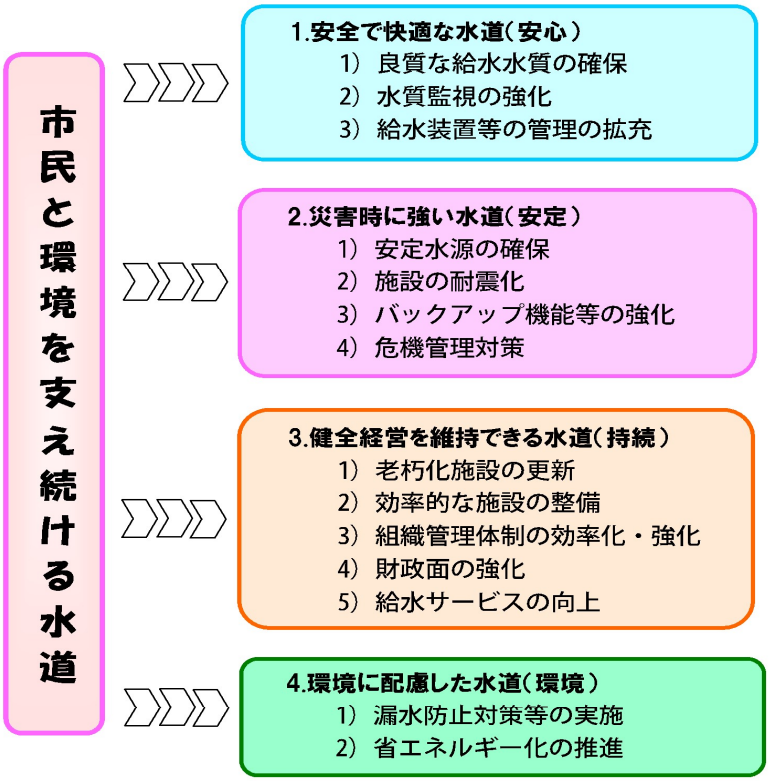

以上の方針を踏まえて、本市水道事業では、市民の皆様へ安心安全な水道水を安定して供給すること、さらに、次世代につなげるためにも、進む人口減少や老朽化する施設の更新など、水道を取り巻く環境の変化に対応していく必要があります。

このため、「2、水道事業の概要」及び「3、今後の事業見通し」を踏まえて、水道ビジョンに示している「安心・安定・持続・環境」の視点から水道事業の経営方針に盛り込んで、施策の推進を図っていきます。

（1）安心・安定の水道供給体制

① 良質な給水水質の確保

良質な給水水質を確保するため、原水水質に応じた浄水処理対策の設置や水源の廃止などの対策を実施します。なお、廃止によって不足する水量の代替等は後述する安定水源の確保のとおりです。

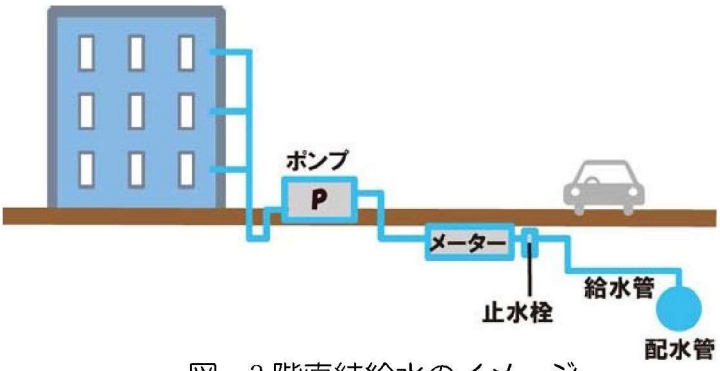

図　3 階直結給水のイメージ

また、水質が良好な水をより多くの家庭の蛇口にお届けできるように、3 階直結給水が可能となるエリアを拡げます。3 階直結給水に必要な目標水圧は 0.20～0.25MPa と設定し、この目標水圧よりも低い地域に対しては、配水管の整備や配水区域の変更を順次進めることにより、目標水圧の確保に努めます。

② 送水・配水管からの漏水等を防止

本市の有効率は、平成 28 年 3 月末で 77.9%とかなり低い状態にあります。原因は、管路の老朽化及び給水管等による漏水が考えられます。中小規模水道事業体の有効率の目標は 95%以上となっており、落差が大きい状況です。

安定した水道給水体制を構築するためにも漏水防止対策を進め有効率の向上を図る必要があります。（有効率は、有収水量及び無収水量の合計割合）

③ 水質監視の強化

毎日検査の必要のある項目で、「色度・濁度・残留塩素」については、職員が検査しています。

また、適切な水質検査機関への委託継続、検査結果の確認及び情報の公開を行います。

市内で原水の浄水を行っている「倉江浄水場、阿村浄水場、湯島浄水場」では、原水水質に応じた必要な水準の浄水処理の実施をします。

④ 安定水源の確保

松島地区は、地区内の河川の表流水及びダムの貯留水である。渇水期に対処するために井戸等を確保するか又は、受水をしている地区よりの連絡管の整備により融通できる環境整備の検討を行います。

また、受水のための供給事業体からの供給に障害等が発生した場合に備えるために、融通し合える連絡管の整備が可能かの検討を行います。

配水区域のバックアップイメージ図

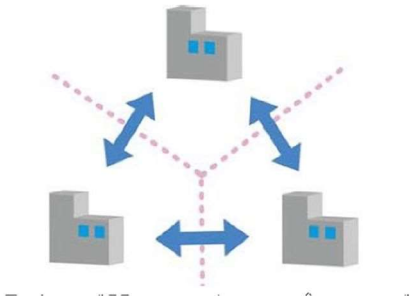

⑤ 施設の耐震化

建設年度を参考に耐震性が低いと想定される配水池及びポンプ場は、更新を検討します。

震災時等の緊急輸送路に該当する路線と、配水を行う上で重要となる配水幹線管路にある鋳鉄管及び塩化ビニル管等について優先的に管路の耐震化を行います。

⑥ バックアップ機能等の強化

配水貯水能力についは、配水区域毎に貯留時間 12 時間確保以上確保することになっています。

また、本市は給水区域の約 7 割を、市外からの受水で賄っています。

このことを踏まえて、本市では、配水池の貯留量は、約1日分の 24 時間分を確保するための配水池の更新を行っていきます。

⑦ 自家発電設備

本市では、配水池の総貯留量を 24 時間分以上確保しておりますが、災害等の発生により、長時間の停電が発生した場合は、松島地区の阿村浄水場を除く施設では、自家発電設備が整っていない又は、機能しない状態となっているため、水道水を安定して供給できる体制を構築するためにも、重要な浄水場及びポンプ場に自家発電設備の設置及び更新を行っていきます。

具体的には、倉江浄水場、大潟ポンプ場、維和ポンプ場に設置を検討します。

⑧ 給水装置に対する認識の向上

水道使用者の各戸の給水管等の給水装置に対する理解と認識の向上を図ると共に、給水管等による漏水事故の減少を図り有収率の向上を行います。

また、漏水事故防止のため、長く水道を使用されていない各家庭等の給水管については、5年間未使用を区切りとして、給水管の廃止及び撤去を検討します。

給水装置の管理区分

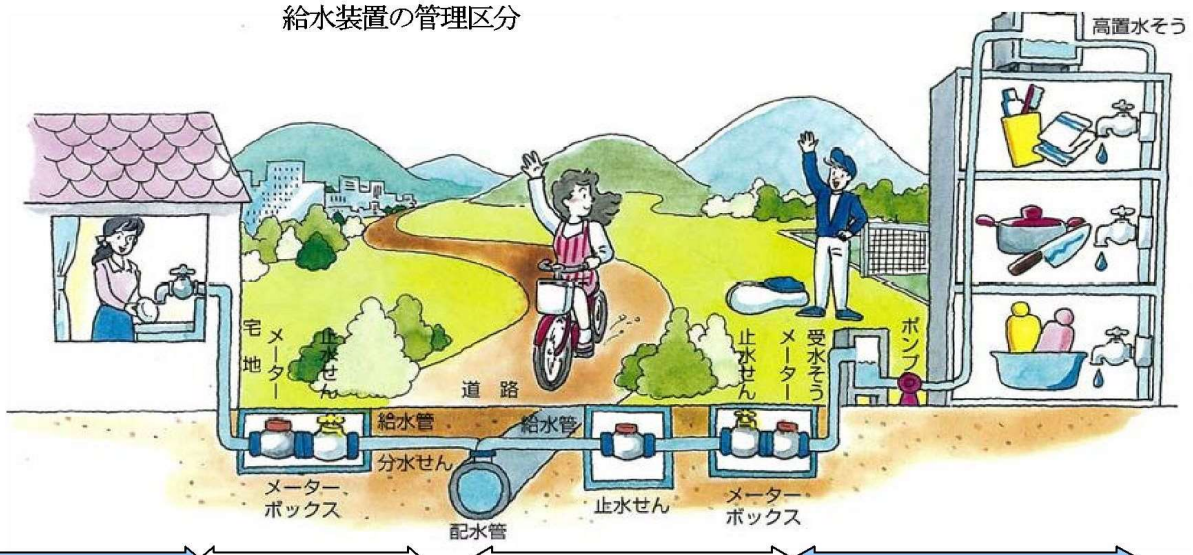

使用者	使用者 (原則)	所 有	使用者 (原則)	使用者
使用者	水道事業	維持管理負担	水道事業	使用者
水道事業		水質の管理	水道事業	使用者

（2）健全な経営を持続し、環境に配慮した水道施設及び投資の合理化

①効率的な施設の整備及び統廃合

配水区域を適正な水量・水圧により再編成し、受水地点・配水区域を集約化することで、適正水圧の確保、維持管理及び施設更新の簡略化を図ります。

また、水の需要に応じた施設及び設備の廃止・統合（ダウンサイジング）・性能の合理化（スペックダウン）を検討して、施設維持及び更新計画を進めます。

特に、給水人口の減少と水道水の使用量の減少を見据えた「施設性能・設備の合理化（スペックダウン）」については、更新投資を行うにあたり、対象となる施設が提供する使用量の将来需要の予測を踏まえて、更新後の施設・設備の性能の合理化に取り組むことにより、必要な経費を節減します。

（例 ： 配水管の管路を更新する際に、小さな口径の管に変更を検討します。）

②環境に配慮した省エネルギー型の水道

経営効率を高めるための新たな視点でのコスト縮減、配水ポンプ等の機械・電気設備の省エネルギー化を図ります。本市の水道は全体的に自然流下方式ですが、加圧ポンプによる中継する区域が多数あるため、自然流下方式による省エネルギー型の水道を目指します。

また、配水管等からの漏水により、送水及び配水ポンプ施設が、余分に稼働することによる無駄なエネルギーを抑制するために、有収率の向上を進めます。

各家庭等利用者の給水管について、長く水道を使用されていない給水管は、漏水の原因となるため、休止後 5 年経過した給水管については、漏水防止と配水ポンプの動力費用抑制の観点から、給水管の廃止及び撤去を検討します。

③業務委託の検討

民間的経営手法等の導入については、浄水場の運転業務委託等を始めとして、民間委託の導入や民間活力の有効活用について検討を進めますが、導入にあたっては、水道水の安全確保、危機管理体制の維持、適正な人員配置及びコスト削減効果等を考慮した上で実施を図っていきます。

現在、実施している業務委託の他に、水道料金に関係する業務の包括委託や配水管及び送・配水施設の維持管理修繕等業務の包括委託を検討課題としています。

また、施設及び管路の更新や耐震化にスピードアップして取り組んでいくためには、設計や施工監理業務を行う人員の不足が見込まれるため、設計・施工監理委託導入検討を進め、民間ノウハウの活用を検討していきます。

（主な検討課題事項）

1. 水道料金に関係する業務の包括委託
2. 配水管及び送・配水施設の維持管理修繕等業務の包括委託
3. 設計・施工監理委託導入検討

④広域化の推進

本市は、昭和 50 年頃より整備を続けてきた水道施設の更新に伴う費用や人口減少に伴う施設利用率の低下などに直面しているため、施設規模の合理化や施設の配置の最適化に取り組む必要がありますが、加えて、国及び県により推進をされている水道事業の広域連携の構築等について参加をしていき、近隣市との事業統合や施設の共同利用化、管理の一体化などを検討することで、事業経費の節減など効率化を図れることが期待できます。

このため、水道事業の広域化や連携強化についても継続的に検討していき

ます。

（3）事業の継続と経営基盤の強化

①水道料金の見直し及び適正な水道料金による収益の確保

本市は、平成 29 年度 3 月現在において、高い料金単価の地区との料金格差は 1.11 倍～1.16 倍の格差があります。これまで、人件費削減や維持管理費用の縮減及び補償金免除公的資金繰上償還制度を利用した高金利の借入金の繰上償還による利子払いの負担の軽減や借入資金の償還の据置期間を設けないことによる利子払いの軽減に取り組み、経費節減を図ってきました。

また、本市は、天草諸島にあるという地理的条件などにより、平成 28 年 4 月現在、全国の中で 3 番目に高い水道料金設定となっています。このため「自然条件等による割高な資本費及び他の地域からの受水による受水費用が多額になっているため、高水準の料金設定をせざるを得ない状況となっていることに鑑み、高料金対策として、一定の条件の下に一般会計から繰出すことによって、住民の経済的な負担の軽減と公営企業としての経営の健全化を図ることとし、一般会計の繰出金に対しては、国としても財政措置を講じている。」に基づき一般会計から国の繰出基準に基づく基準内繰出額を補助していただいています。

このことから、使用者への給水に係る費用が水道料金による収入で賄われているかの指標となります「料金回収率」は、平成 27 年度決算ベースで算出した指数は、約 80%となっています。料金回収率が低い場合は、水道料金以外の他の収入で賄われていることとなり、本市の場合は、高料金対策に対する一般会計からの繰入金の補助に頼っている経営状況となっております。

このことを踏まえながら、当面の課題としては、新市発足当時からの懸案事項となっている市内全域の統一料金単価の設定と料金改定の実施であります。

次に、料金の見直しが必要となる事項としては、受水に係る供給団体による供給単価（受水単価）の価格改定に伴う受水費用の増加が見込まれる時に、改

めて、受水費用を収益で賄うための料金改定が必要となると見込まれます。

最後に、水道料金体系について、本市は基本料金及び従量料金制となっており、基本料金は 6 ㎥（一部地区は 5 ㎥）まで、従量料金は 7 ㎥（一部地域は 6 ㎥）から使用した水量となります。本市の料金単価が高いため、「高齢者一人世帯の負担軽減のために基本水量及び基本料金を引き下げていただきたい」という要望もいただいております。

しかしながら、従量型及び逓増型の料金体系は、水の需要が右肩上がりの時代には適応しますが、人口減少等による水需要が減少していくと見込まれる現状においては、確実に収入の減少を招くことになります。

このため、水道料金収益の減少は避けられず、水道施設の老朽化に伴う更新及び耐震化対策のための更新に要する財源資金が大きく不足することが見込まれます。投資の合理化や経営基盤の強化の取り組みを推進し、その財源確保に努めていきますが、なお不足する財源について、企業債の発行による借入金に多くを依存することになるため、元利償還額の増大を招き、将来に向けた健全な経営を行うことを困難にさせます。

今後の資金不足の回避はもとより、水道施設の更新及び耐震化対策を着実に進め、将来の世代に安全で安定した水道を引き継ぐため、水道料金に占める基本料金の比率を確保するなど水需要の減少に収入が大きく減少の影響を受けにくい料金体系を維持しつつ、約 5 年を目途として定期的な見直しに取り組みます。

（主な検討課題事項）

1．市内全域の料金単価の統一（遅くとも平成 31 年度を目途に）
2．受水に係る供給団体による供給単価（受水単価）の価格改定
3．収益的収支の赤字による累積赤字欠損金が発生する場合の料金の見直し

料金回収率、給水原価及び供給単価の計算式

$$料金回収率＝\frac{供給単価}{給水原価}\times 100$$

$$給水原価（円／m^3）＝\frac{経常費用－長期前受金戻入}{年間総有収水量}$$

$$供給単価（円／m^3）＝\frac{給水収益}{年間総有収水量}$$

② 収納率向上対策の強化

水道利用者間の公平化を図ると共に、水道施設の維持管理及び更新に要する自主財源の確保を図るため、現在行っている「督促、給水停止及び催告」による収納率の向上に向けた取り組みを継続して実施していきます。

③定員の適正化及び人材育成の推進

本市では、経営の健全化を図りながら、「安全で安定した水道水を供給する」ことを前提に、これまでも定員の適正化に取り組んできましたが、団塊世代の退職時代に入り、職員数及び人口の減少と大量退職に伴う「技術及び運営する知識の継承」の移行がスムーズに出来ていないことによる水道事業の運営に支障をきたす恐れが懸念されています。集中改革プラン等による定員適正化の推進が強力に進められていた頃は、「技術及び運営する知識の継承」について懸念事項となっていなかったため、社会情勢の急激な変化に伴い新たな将来懸念事項となっております。

水道事業を継続していく上で、「技術及び運営する知識の継承」を図ることは急務な課題であると同時に、民間のノウハウの活用などにより業務の効率化や省力化について検討します。

また、水道事業の収益の主要な柱となる水道料金の収納を着実に続けるために職員の育成を図ります。

（主な検討課題事項）

1. 水道施設の管理を適切に行う技術職員の育成
2. 事業の経営を見通せる知識を持つ職員の育成
3. 水道料金の収納率を向上させるための職員の育成

④ 資金管理・調達に関する取り組み

水道料金による収益は減少傾向であることに対し、今後見込まれる水道施設の耐震化等の目的も含む更新に伴う資金の増加に対応するためには、事務事業の見直し、経営の効率化により経費の削減を図り、経営健全化に取り組む必要があります。

水道施設の配水管更新には、多額の資金が必要となることから、生活インフラ整備として国からの財政支援が不可欠であるため、引き続き財政支援の拡充及び要件の緩和等を要望し、更新資金の財源確保に努めます。

借入資金については、企業債として発行し、後年度その元利償還金について、利用者に料金という形で負担を求めるものであるから、住民の負担軽減と世代間の負担の公平を図るためにも有効な資金調達の手段ですが、その償還原資は将来の水道料金収入に基づいて償還することになるため、人口減少に伴う料金収入の減少が見込まれる中では、借入金残高や償還額等を考慮しながら世代間負担の公平化を図る必要があります。

このため、企業債の新規発行額を一定の範囲内に抑制するとともに、今後も企業債残高が適正な水準になるよう努めていきます。

⑤ 一般会計からの繰入金に対する考え方

本市の一般会計から繰出されている高料金対策は、「企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費（地方財政法第 6 条、地方公営企業第 17 条 2）」

の、「自然条件等により建設改良費が割高のための資本費が著しく高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ず、料金格差の縮小に資するため、資本費の一部について繰出されている経費」として、国の示す繰出基準に基づく基準内繰出額を繰入れています。

このため、全国の中でも本市は高い水道料金単価となっていることから、高料金対策としての一般会計からの繰入を行っていただくよう要請を続けてまいります。

⑥ その他の経営基盤強化の取り組み

水道利用者に水道事業についての理解を深めていただくため、市の広報誌や、ホームページなどを通じて、水道に関する情報を周知します。

５、投資・財政計画

（1）収支計画に関わる投資についての説明

①水道施設の更新事業等の投資の平準化

水道施設の更新事業については、企業債借入ベースで毎年1億円程度を投じて、管路更新及び施設更新と併せて耐震化を実施していく予定です。

ただし、配水池の改築や送水ポンプ場改築など大きな事業費が必要となる年度については、投資額及び借入金の額が大きくなることを予定しております。

企業債残高額が平成 28 年度末で約 31 億円となっており、平成 24 年度から 25 年度にかけて行った倉江浄水場及び倉江配水池の改築事業により企業債残高が大きくなったことによります。今後は企業債残高を 20 億円程度の水準となるように、企業債借入額を抑制し内部留保資金との調整をとりながら投資の平準化を図ることとします。

③ 施設及び設備の廃止（ダウンサイジング）及び性能の合理化（スペックダウン）

本市の水道施設は、合併以前よりの簡易水道事業の施設を連結統合して上水道となった水道事業施設であるため、平成 16 年 2 月に上天草・宇城水道企業団から受水を開始した後も、地下水取水施設、浄水施設及び送水ポンプ場等の統廃合が進められていない状況である。このため、現状及び給水人口が減少していく将来を見越した各水道施設の適切な配置及び規模への統廃合及び縮小するなどの「ダウンサイジング及びスペックダウン」を行うとともに、加えて、更新管口径の見直しを実施することで、更新等のコスト縮減も図っていきます。

③水道施設の防災・安全対策

水道施設の耐震化については、平成 10 年代に更新した施設等については、耐震化に適合しておりますが、それ以前に築造された浄水場、配水池及び送水ポンプ場は、耐震化の必要性があるため耐震性の確保に向けた取り組みを進めます。

また、市の主要な配水池から配水池を結ぶ送配水管についても、耐震性の確保

に向けた取り組みを進めます。

（2）収支計画にうち財源についての説明

①施設更新

毎年約1億円を上回る額を計画している施設更新に充てる財源については、その大部分を企業債の借入により賄うこととなりますが、今後も引き続き経営健全化に取り組む上で、借入額を一定程度抑制していく必要があります。このことから、企業債の借入額は毎年1億円を目途として、これにより後年次における公債費の平準化を図るとともに、将来の負担軽減に努めることとします。

また、重要給水施設配水管耐震事業については、国庫補助金を見込んでいます。

なお、平成 30 年度から平成 32 年度に計画している国庫補助事業に係る企業債の借入額は、増加することを見込んでいます。

②料金

本市の合併時からの課題である、水道料金単価の統一を実現するため、遅くとも平成 31 年度までに、料金統一改定を実施するための作業を進めていきます。

また、受水に係る供給団体による供給単価（受水単価）の価格改定が実施された場合は、受水費用の増加が見込まれることから、費用を賄うための料金改定を行う必要があります。

さらに、今後の水道施設の更新等に伴う費用及び少子高齢化、給水人口の減少を要因とする水道収益の減少により、収益的収支の経常損益が赤字決算になると見込まれる時には、料金の改定が必要となります。

なお、本市の水源事情による受水費用の占める割合が高いため、現行の料金体系を基に、基本料金の占める割合を維持しつつ料金改定を進める必要があります。

今後も経営の点検と経費の縮減に努める一方、水道事業の決算状況の分析を行いながら、概ね 5 年ごとに料金の見直し作業を行います。

③一般会計からの繰入金

本市は全国の中でも 3 番目に高い料金単価設定となっており、主な要因は、水源が乏しいことによる他の地域からの受水の費用が多くなっていることから、「企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費（地方財政法第 6 条、地方公営企業第 17 条 2）」の、「自然条件等により建設改良費が割高のための資本費が著しく高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ず、料金格差の縮小に資するため、資本費の一部について繰出されている経費」とし、国の示す繰出基準に基づく基準内繰出額を繰入れることを予定しています。

（3）収支計画（収益的収支、資本的収支）

「収益的収支」の収支計画は　32ページに掲載。

「資本的収支・他会計繰入金」の収支計画は　33ページに掲載。

6、経営戦略の検証及び更新見直し

①経営戦略の計画期間を 10 年間とします。

②中期経営計画として、経営戦略を位置付けるものとします。

③経営戦略は、水道事業を取り巻く情勢の変化に応じて、実態と乖離しないように水道施設の更新及び改良等の進捗管理の確認及び変更等の検討と、収支状況を見据えた水道料金の水準の適合性の課題を再検討すると共に、概ね5年間を目途に見直しを行い更新していくこととします。

また、計画更新後の計画期間も将来 10 年間を計画期間とします。

④経営戦略については、本市水道運営審議会、市議会等へ報告するとともに、本市ホームページで公表します。

様式第2号

収益的収支　投資・財政計画

（単位：千円，％）

区分	年度	前年度（決算）	平成28年度（見込み）	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収益的収支 収益的収入	1．営業収益 (A)	726,986	712,400	702,300	692,000	681,700	671,400	661,100	650,800	640,500	630,200	619,900	609,600
	(1) 料金収入	690,595	676,300	666,000	655,700	645,400	635,100	624,800	614,500	604,200	593,900	583,600	573,300
	(2) 受託工事収益 (B)												
	(3) その他	36,391	36,100	36,300	36,300	36,300	36,300	36,300	36,300	36,300	36,300	36,300	36,300
	2．営業外収益	204,431	221,730	216,341	220,342	205,463	195,976	181,882	148,160	147,849	120,851	105,728	88,197
	(1) 補助金	135,060	155,752	156,670	162,151	152,967	147,970	137,121	105,208	105,872	80,980	67,377	52,194
	他会計補助金	135,060	155,752	156,670	162,151	152,967	147,970	137,121	105,208	105,872	80,980	67,377	52,194
	その他補助金												
	(2) 長期前受金戻入	52,232	47,271	45,971	44,491	38,796	34,306	31,061	29,252	28,277	26,171	24,651	22,303
	(3) その他	17,139	18,707	13,700	13,700	13,700	13,700	13,700	13,700	13,700	13,700	13,700	13,700
	収入計 (C)	931,417	934,130	918,641	912,342	887,163	867,376	842,982	798,960	788,349	751,051	725,628	697,797
	収益的支出 1．営業費用	797,658	804,607	820,646	793,616	777,001	740,211	737,159	710,486	695,729	677,916	667,824	657,515
	(1) 職員給与費	77,234	87,562	94,300	94,300	94,300	94,300	94,300	94,300	94,300	94,300	94,300	94,300
	基本給	43,305	41,950	48,300	48,300	48,300	48,300	48,300	48,300	48,300	48,300	48,300	48,300
	退職給付費												
	その他	33,929	37,592	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
	(2) 経費	389,395	384,993	404,050	383,050	383,050	383,050	383,050	383,050	383,050	383,050	383,050	383,050
	動力費	22,422	22,500	22,450	22,450	22,450	22,450	22,450	22,450	22,450	22,450	22,450	22,450
	修繕費	18,961	19,060	19,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
	材料費	1,886	3,333	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	受水費	268,085	268,100	268,100	268,100	268,100	268,100	268,100	268,100	268,100	268,100	268,100	268,100
	その他	78,041	72,000	92,000	72,000	72,000	72,000	72,000	72,000	72,000	72,000	72,000	72,000
	(3) 減価償却費	331,029	332,052	322,296	316,266	299,651	262,861	259,809	233,136	218,379	200,566	190,474	180,165
	2．営業外費用	65,845	60,422	55,341	50,514	46,204	42,211	38,303	33,895	29,694	25,839	22,360	19,260
	(1) 支払利息	65,284	60,351	55,241	50,414	46,104	42,111	38,203	33,795	29,594	25,739	22,260	19,160
	(2) その他	561	71	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	支出計 (D)	863,503	865,029	875,987	844,130	823,205	782,422	775,462	744,381	725,423	703,755	690,184	676,775
	経常損益 (C)−(D) (E)	67,914	69,101	42,654	68,212	63,958	84,954	67,520	54,579	62,926	47,296	35,444	21,022
特別利益 (F)													
特別損失 (G)		531	355	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
特別損益 (F)−(G) (H)		△ 531	△ 355	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)		67,383	68,746	42,554	68,112	63,858	84,854	67,420	54,479	62,826	47,196	35,344	20,922
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		28,615	45,998	64,744	57,298	75,410	89,268	94,122	39,646	98,601	81,427	78,623	79,545
流動資産 (J)		1,179,393	1,201,660	1,213,275	1,269,393	1,289,863	1,461,417	1,490,185	1,497,152	1,505,716	1,496,312	1,472,188	1,449,280
うち未収金		23,337	22,392	21,500	21,000	20,500	20,000	19,500	19,000	18,500	18,000	17,500	17,000
流動負債 (K)		301,105	296,164	285,835	286,309	278,921	286,300	272,296	265,264	251,895	246,191	222,592	205,942
うち建設改良費分		272,154	269,664	259,335	259,809	252,421	259,800	245,796	238,764	225,395	219,691	196,092	179,442
うち一時借入金													
うち未払金		13,824	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500
累積欠損金比率（$\frac{(I)}{(A)-(B)}$ ×100）													
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)													
営業収益－受託工事収益 (A)−(B) (M)		726,986	712,400	702,300	692,000	681,700	671,400	661,100	650,800	640,500	630,200	619,900	609,600
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)													

様式第2号

資本的収支・他会計繰入金　投資・財政計画

（単位：千円）

区分 ＼ 年度			前年度（決算）	平成28年度（見込み）	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
資本的収支	資本的収入	1. 企業債	42,000	55,000	110,000	170,000	170,000	170,000	67,500	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
		うち資本費平準化債												
		2. 他会計出資金												
		3. 他会計補助金												
		4. 他会計負担金												
		5. 他会計借入金												
		6. 国（都道府県）補助金				35,416	10,416	165,416	3,750					
		7. 固定資産売却代金												
		8. 工事負担金	1,166	13,945	1,000				1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		9. その他												
		計 (A)	43,166	68,945	111,000	205,416	180,416	335,416	72,250	71,000	71,000	71,000	71,000	71,000
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
		純計 (A)-(B) (C)	43,166	68,945	111,000	205,416	180,416	335,416	72,250	71,000	71,000	71,000	71,000	71,000
	資本的支出	1. 建設改良費	73,623	99,925	158,700	239,950	234,950	234,950	89,950	86,700	86,700	86,700	86,700	86,700
		うち職員給与費	9,011	9,240										
		2. 企業債償還金	275,779	272,154	269,664	259,335	259,809	252,421	259,800	245,796	238,764	225,395	219,691	196,092
		3. 他会計長期借入返還金												
		4. 他会計への支出金												
		5. その他												
		計 (D)	349,402	372,079	428,364	499,285	494,759	487,371	349,750	332,496	325,464	312,095	306,391	282,792
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			306,236	303,134	317,364	293,869	314,343	151,955	277,500	261,496	254,464	241,095	235,391	211,792
補填財源		1. 損益勘定留保資金	301,440	295,733	305,609	276,095	296,940	134,552	270,837	255,074	248,042	234,673	228,969	205,370
		2. 利益剰余金処分額												
		3. 繰越工事資金												
		4. その他	4,796	7,401	11,755	17,774	17,403	17,403	6,663	6,422	6,422	6,422	6,422	6,422
		計 (F)	306,236	303,134	317,364	293,869	314,343	151,955	277,500	261,496	254,464	241,095	235,391	211,792
補填財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)			3,365,996	3,148,842	2,989,178	2,899,843	2,810,034	2,727,612	2,535,313	2,359,517	2,190,753	2,035,358	1,885,667	1,759,575

○他会計繰入金

（単位：千円）

区分 ＼ 年度		前年度（決算）	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収益的収支分		135,060	155,752	156,670	162,151	152,967	147,970	137,121	105,208	105,872	80,980	67,377	52,194
	うち基準内繰入金	135,060	155,752	156,670	162,151	152,967	147,970	137,121	105,208	105,872	80,980	67,377	52,194
	うち基準外繰入金												
資本的収支分													
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金												
合計		135,060	155,752	156,670	162,151	152,967	147,970	137,121	105,208	105,872	80,980	67,377	52,194